# 検査センターからのお知らせ

#### 検査料金変更のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 4月1日送付の「保険点数一覧表」に誤りがありましたのでお知らせいたします。

保険適応外検査の関節液検査が保険適応となりました。

令和4年4月1日より、下記項目について<u>検査料金を変更</u>させていただくことと致しましたので、取り急ぎご案内致します。ご利用よろしくお願い致します。

## ◆D004-2 穿刺液·採取液検査 関節液検査 実施料 50点

新点数:令和4年4月1日~

(税抜)

関節液検査	新		IΒ	
	点数	料金	点数	料金
ピロリン酸カルシウム結晶 (偽痛風)	50 点	220 円	保険適応外	300円
尿酸ナトリウム結晶(痛風)		220 円		300円

#### [算定条件]

- ① 関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に 限り算定する。
- ② 当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、 主たるもののみ算定する。

## <変更期日> 令和 4 年 4 月 1日 受付分より

